

## 岡崎市監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年8月1日

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	長谷川 龍 伸
同	三 宅 健 司
同	鈴 木 静 男

措置の通知書 (こども部こども育成課)

令和5年3月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第20号関係分

令和5年11月29日まで

監査結果	措置状況
<p>学区こどもの家及び児童育成センターに勤務する職員等の通勤用自家用車の駐車場使用について、行政財産目的外使用許可等に係る手続を行っていなかったため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>令和6年4月から、学区こどもの家及び児童育成センターに勤務する職員等の通勤用自家用車の駐車場使用について、行政財産目的外使用許可等に係る手続の実施をした。</p>
<p>学区こどもの家の指定管理業務に係る精算を伴う修繕費の実績報告について、証拠書類等で金額の確認が十分行われていないものがあったため、適正な処理をされたい。</p>	<p>現在、精算時には、指定管理者から提出された領収書及び出納簿の職員2名以上のダブルチェックを徹底し、誤りのあったものについては修正を依頼し、正しく報告されていることを確認している。また、令和5年度の実績報告から、精算を伴う修繕分の領収書については写しを残すこととし、より確実な確認をすることとした。</p>